

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第6号

専 決 処 分 書

法人市民税の確定申告等による市税過誤納還付金及び加算金を追加するため、平成22年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年6月25日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成22年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,551,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月25日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 200,580	千円 38,198	千円 238,778
	1 繰越金	200,580	38,198	238,778
歳 入 合 計		23,513,533	38,198	23,551,731

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,073,300	千円 38,198	千円 3,111,498
	1 総務管理費	2,418,844	38,198	2,457,042
歳 出	合 計	23,513,533	38,198	23,551,731

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 繰越金	200,580	38,198	238,778	1 繰越金	38,198	
計	200,580	38,198	238,778			

2 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
19 諸費	千円 38,210	千円 38,198	千円 76,408	千円	千円	千円	千円 38,198	23 償還金利子及び割引料	千円 38,198	千円 市税過誤納還付金及び加算金
計	2,418,844	38,198	2,457,042				38,198			

専決第 8 号

専 決 処 分 書

井戸堂学童保育所の新築工事竣工に伴い、天理市学童保育条例（平成15年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年 8 月12日

天理市長 南 佳 策

天理市学童保育条例の一部を改正する条例

天理市学童保育条例（平成15年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「天理市東井戸堂町372番地1」を「天理市西井戸堂町399番地3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。